

**令和 5 年度
札幌市潜在保育士
短時間就労支援補助事業**

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部

保育推進課

目 次

1 制度概要	1
2 申請手続	3
3 交付決定の取消し等	5
4 その他注意事項	5
5 F A Q	6
6 各種様式.....	8

1 制度概要

(1) 趣旨

パートタイム労働者として、朝・夕など開所・閉所時間帯に保育士を配置する費用の一部を補助し、潜在保育士等の再就職を支援し、常勤保育士の負担を軽減し、就業継続及び離職防止を図る。

(2) 補助交付対象事業者

次のア・イいずれもの要件に該当する事業者を対象とする。

ア 札幌市内に所在する保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）を営んでいる事業者。

対象施設種別		
認可保育所	認定こども園	地域型保育事業所
●	●	●

イ 補助交付対象者（下記 **補助交付対象者** を参照）を雇用した事業者。

(3) 補助交付対象者

次の①・②のいずれかに該当する保育士資格を有する者（潜在保育士）のうち、要件ア～オのすべてに当てはまる者。

- ① 過去に、保育所等において、保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者。
- ② 過去に、保育所等において、保育士又は保育教諭としての勤務経験があるが、当該保育所等を離職した後6か月以上を経過した後に雇用された者。

【要件】

- ア 平成31年4月1日以降に、パートタイム労働者として雇用された者。
- イ 勤務先の保育所等と直接雇用契約を締結している者。
- ウ 勤務時間帯が午前9時まで又は午後5時以降を含む者。
- エ ウの勤務時間帯を含む雇用契約である者。
- オ 同一事業者の保育所等における月の総勤務時間数が原則40時間以上120時間未満である者。

(4) 補助金の交付額等

ア 月毎に計算する。

イ 1人あたりの月額 は下記の計算式により算出する。

月の勤務時間（休憩時間含む）× 170円（月20,000円を上限）

(5) 補助金の使途等

次の点に留意して、補助金交付対象者に支給すること。

ア 補助金交付対象者に対して、補助金を原則月額給与の手当により全額支給すること。

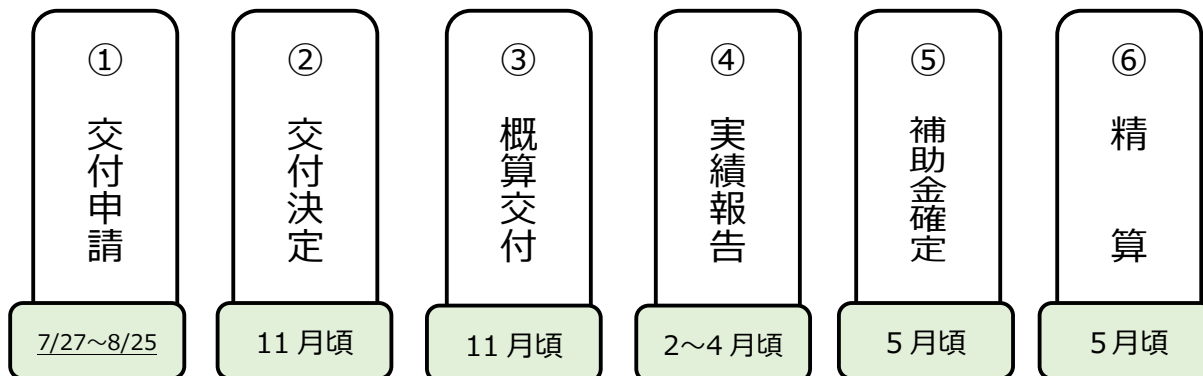
イ 明確に区分経理した上で、給与台帳及び給与明細に記載すること。

ウ 補助金交付の審査決定前であっても、原則、月額給与の手当として毎月支給すること。

エ 対象となる保育士について、他の補助金を申請する場合は、当該補助金分を、他の補助金に申請する経費から差し引いて申請すること。

2 申請手続

(1) 申請の流れ



※提出書類の審査内容等により、追加の書類提出をご依頼する場合があります

(2) 提出様式や添付書類など

① 申請

補助対象事業者から札幌市へ、下記の書類を提出。

【提出書類】

様式名	札幌市で 様式を定めているもの
令和5年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付申請書	○（様式1）
雇用証明書	○（様式2）
札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業対象者名簿	○
保育士証	×
履歴書等これまでの職務経歴がわかるもの	×

【提出時期】

令和5年7月27日（木）～令和5年8月25日（金）

② **交付決定**

札幌市から補助対象事業者へ、交付を決定したときは「令和 5 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付決定通知書」を、交付しないことを決定したときは「令和 5 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業却下決定通知書」を事業者へに通知する。

【 **通知時期** 】

令和 5 年 11 月頃

③ **概算交付**

交付決定後、札幌市から補助対象事業者へ概算交付する。

【 **概算交付時期** 】

令和 5 年 11 月頃

④ **実績報告**

補助交付を受けた事業者は、「令和 5 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業実績報告書」を提出する（実績報告に必要な書類については、別途ご連絡します）。

【 **提出時期** 】

令和 6 年 2 月中旬～令和 6 年 4 月上旬

⑤ **補助金額確定**

札幌市が、補助対象事業者から「令和 5 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業実績報告書」の提出を受けた後、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定する。その結果について「令和 5 年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付確定通知書」により通知する。

【 **通知時期** 】

令和 6 年 5 月中

⑥ **精算**

補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、札幌市から補助対象事業者に対し確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させる。

3 交付決定の取消し等

(1) 取消し ※補助金額の確定後においても適用とする。

事業者が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取消す。

- ア 補助条件に違反したとき
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- エ その他市長が補助することを不相当と認めたとき

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺する。

4 その他注意事項

この補助金は、補助交付対象者に対して、原則月額給与の手当により支給されるものであり、その結果、補助交付対象者が、配偶者控除や扶養控除の適用から外れてしまう可能性がありますので、十分ご留意ください。

5 札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 FAQ

Q 1 月の総勤務時間について、あるパート保育士が、例えば、4月は120時間超え、5月は110時間だった場合、5月分のみ補助対象化となるのか？それとも、1か月でも総勤務時間の要件に該当しなければ、当該パート保育士は補助対象外となるのか？

1年間の通算勤務時間の平均が要件を満たしていれば、対象となります。

Q 2 勤務時間帯について、あるパート保育士が、例えば、8時から12時までの勤務であった場合、補助交付対象となるか。

補助交付要件をすべて満たしていた場合は補助対象となります。また補助対象となる時間は、8時から9時の1時間ではなく、8時から12時までの4時間全てとなります。

<そのほかの補助対象となる例、対象とならない例>

	勤務時間帯	可否	対象となる時間
例 1	AM8:00～AM10:00	○	2時間
例 2	AM9:00～AM12:00	×	—
例 3	PM4:00～PM7:00	○	3時間
例 4	PM3:00～PM5:00	×	—

→労働契約上、及び実際の勤務時間帯が午前9時まで（9時は含まない）又は午後5時以降を含む場合に対象となります。

Q 3 月における勤務が、複数のシフトパターンだった場合、どのように考えるか。

1日でも要件を満たしていれば対象となります。

Q 4 補助交付金額を算定する場合、1時間当たり170円となっているが、月の総勤務時間が100時間30分だった場合、30分は切り捨てして100時間分の17,000円が交付されるのか？それとも、30分も補助対象時間とし、17,085円が交付されるのか？

園の給与規定に基づき計算してください。

Q 5 用途について、本人へは確実に支給しているが、給与明細等の様式上、記載できない場合、当園は補助対象とはならないのか？

給与明細等の様式上、記載できない場合は、別途拳証【補助交付対象者本人の受領証の写し】をご提出いただきます。様式に定めはありません。

Q 6 対象者へ支給する場合、時間ごとの補助という認識で給与の上乗せ分として給与として支給するか？手当ということであれば、給与とは別途支給するのか？

月例給与と同じタイミングでの、手当による支給となります。

Q 7 育児休業や病気休職などの保育士は対象となるか。また基準日はどう考えるか。

産前・産後休暇のような、有給休暇等の場合は対象となりますが、育児休業など、給与が支給されない休職等の場合は対象となりません。また、基準日は各月の1日時点とし、例えば月途中での休職入りであれば、その月は対象となります。

Q 8 一度補助対象となった者は、翌年度以降も引き続き対象となるか。それとも、配置された年度限定のものか。

次年度以降の予算額にもよりますが、補助要件を満たしていれば、補助対象となった年度以降も引き続き対象となる見込みです。

Q 9 対象となる保育士が、他の補助金の対象となる場合、どのように考えるか。

他の補助金に申請を行う際、当該補助金分を経費から差し引いて申請してください。

Q 10 補助交付対象者の要件に「保育所等を離職した後6か月以上を経過している者」とあるが、認可外保育所で勤務していた期間はどうか。

この場合の「保育所等」は「認可保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所）」を指しており、認可外保育所で勤務していた期間は、上記要件に期間に含まれません。

・補助の対象となる例

経過した期間など	—	6カ月	補助を申請
状況	「保育所等」を離職	認可外保育所に就職	認可外保育所を離職 ↓ 再度「保育所等」に就職
経過した期間など	3カ月	3カ月	補助を申請
状況	他業種に就職	他業種を離職 ↓ 認可外保育所に就職	認可外保育所を離職 ↓ 「保育所等」に就職

Q 11 補助交付対象者に手当を支給した後、補助金交付の決定が下りず、申請が通らなかった場合はどうなるのか。

補助金交付の審査決定が下りる前であっても、原則、月額給与の手当として毎月支給していただくこととなりますので、補助交付対象者に手当を支給した後、補助金交付の審査決定が下りなかった場合、施設側でのご負担となります。何卒ご了承ください。

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市長

住所

申請者

氏名

令和5年度札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付申請書

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、必要書類を添えて、当該補助金の申請をいたします。

また、本補助金は日常使用される経費であり、運営費収入を補完するものであるため、札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付要綱第9条の規定により、概算払の方法による補助金の支払いを申請します。

記

1 補助対象施設名 _____

2 補助金申請額 _____ 円

(様式2)

令和5年 月 日

札幌市長 様

住所

氏名

令和5年度雇用証明書

当該雇用者の就労内容について、下記のとおり証明します。

対象者氏名	(フリガナ)	生年月日 (西暦)	年 月 日
採用年月日 (西暦)	年 月 日	保育士登録番号	番号:
		資格等登録年月日(西暦)	年 月 日
勤務場所	施設名		
	所在地	(〒0)	
雇用形態 (該当に☑、 必要事項を 記入)	パート雇用		
	<input type="checkbox"/> 期間の定めなし		
	<input type="checkbox"/> 期間の定めあり 年 月 日まで		
勤務日数	1週 日勤務 (休業日: 曜日) ・ 1ヵ月 日勤務		
勤務時間 【労働契約上の 時間+ 休憩時間】 (該当に☑、 必要事項を 記入)	(時間数)1週当たり 時間 分 ・ 1ヵ月当たり 時間 分		
	<input type="checkbox"/> 時間固定勤務の場合 時 分から 時 分まで		
	<input type="checkbox"/> 時間変動勤務の場合 以下に勤務パターンを記入		
	① 時 分から 時 分まで (月 回)		
	② 時 分から 時 分まで (月 回)		
③ 時 分から 時 分まで (月 回)			
④ 時 分から 時 分まで (月 回)			
その他 ()			
その他 (退職や無給期 間がある場合は こちらに記載し てください)	退職日	年 月 日	
	無給の期間	年 月 日～ 年 月 日(理由:)	
	備考欄		

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業 対象者名簿

施設名	担当者名	電話番号	対象者数	交付申請額合計
				円

例	採用年月日	雇用形態	対象者氏名	交付申請額	保育士又は 保育教諭と しての勤務 経験がない	継続後6か 月以上を経 過	年間の平均勤 務時間数 (月・見込)	提出書類子エック	
								雇用証明書 添付済み	保育士証の写し 添付済み
1	2019/4/1	パート職員	札幌 未来	20,000	×	○	110	添付済み	添付済み
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 2 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、現に保育士として勤務していない保育士資格を有する者を、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、パートタイム・有期雇用労働法という）の対象となる短時間労働者（以下、パートタイム労働者という）として、朝・夕などの開所・閉所時間帯に配置することで、潜在保育士の再就職を支援すること、また常勤保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とする「札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業」について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所等 次のアからオまでに掲げる施設のうち札幌市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。
 - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法という。」）第 39 条第 1 項に規定する保育所（法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）
 - ウ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - エ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - オ 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 潜在保育士 保育士資格を有する者のうち札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業費補助金申請書を札幌市に提出する時点で保育士又は保育教諭として保育所等に雇用されている者であって、現在勤務する保育所等に雇用される前の状態として次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本条第 1 項に掲げるいずれの施設においても、保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者。
 - イ 本条第 1 項に掲げる施設において保育士又は保育教諭としての勤務経験がある者

であって、当該施設を離職した後 6 か月以上を経過した後に保育所等に雇用された者。

(補助総則)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、事業者に対し、予算の範囲内において、本要綱に定める補助金を交付するものとする。

(補助交付対象事業者)

第 4 条 保育所等を経営する者であって、補助交付対象者を雇用した者とする（以下「事業者」という。）。

(補助交付対象者)

第 5 条 潜在保育士のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする（以下「対象者」という。）。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、パートタイム・有期雇用労働法の対象となるパートタイム労働者として雇用された者であること。
- (2) 勤務先の保育所等と直接雇用契約を締結している者であること。
- (3) 勤務時間帯が午前 9 時まで又は午後 5 時以降のいずれかであること。
- (4) 前項の勤務時間帯を含む雇用契約であること。
- (5) 同一事業者が運営する保育所等における月の総勤務時間数が 40 時間以上 120 時間未満であること。なお、月の総勤務時間数は、申請年度の通算勤務時間の平均により算出する。

(補助金の交付額)

第 6 条 交付する補助金は、1 時間当たり 170 円を対象者の月の総勤務時間数に乗じた額とし、事業所 1 箇所当たり月額 2 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助交付を受けようとする事業者は、市長が必要と認める書類を添付して、毎年度、市長へ申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による補助交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付額を決定し、補助金の交付申請を行った事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の概算交付)

第9条 市長は、前条により補助金額を決定したときは、事業者の申出に基づき、概算交付するものとする。年度途中で事業所を開設した事業者への補助金の概算交付は、市長が別に定める。

(補助金の使途)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、第5条の要件を満たした対象者に対して、第6条に定める補助金を全額支給しなければならない。

2 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助の要件を満たした対象者への支給を、月額給与の手当により実施しなければならない。

3 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助の要件を満たした対象者へ支給する際、当該補助を明確に区分経理して給与台帳及び給与明細に記載しなければならない。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助交付対象事業が終了したときは、必要書類を添付し、市長へ報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、札幌市潜在保育士短時間就労支援補助事業交付確定通知書により、当該報告者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 市長は、事業者に対し、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が補助することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第12条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて返還を命じなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第16条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(立入調査等)

第17条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(様式)

第18条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。